

## 韓国を中心に見た朝鮮現代史略年表

朝鮮半島全体・南での動き	北での動き
<b>1945年</b>	
8. 15 解放、朝鮮建国準備委員会結成	
8. 16 米ソが38度線を占領境界と確認	
9. 6 朝鮮人民共和国樹立宣言	
9. 20 米軍政庁開設	
12. 27 モスクワ外相会議で信託統治案決定	11. 19 北朝鮮五道行政局設置
<b>1946年</b>	
3. 20 第1次米ソ共同委員会開催	2. 8 北朝鮮臨時人民委員会設立
7. 20 左右合作委員会発足	3. 30 土地改革完了
9. 24 9月ゼネスト	8. 28 北朝鮮労働党結成
10. 1 大邱で民衆暴動発生(10月抗争)	
11. 23 南朝鮮労働党結成	
12. 12 南朝鮮過渡立法議院開院	
<b>1947年</b>	
6. 3 南朝鮮過渡政府発足	2. 22 北朝鮮人民委員会設立
7. 19 呂運亨暗殺	
11. 14 国連総会で南北総選挙を通じた政府樹立決定	
<b>1948年</b>	
2. 10 金九ら南北代表者会議呼びかけ	2. 8 朝鮮人民軍創設
2. 26 国連総会、南朝鮮単独選挙実施を可決	
4. 3 済州4・3抗争	
4. 19 全朝鮮政党社会団体代表者連席会議(南北連席会議)開催	
5. 10 単独選挙(制憲国会議員選挙)実施	
8. 15 大韓民国樹立	9. 9 朝鮮民主主義人民共和国樹立
9. 22 反民族行為処罰法公布	
10. 19 麗水で軍事反乱、翌20日順天に波及	
12. 1 国家保安法公布	
<b>1949年</b>	
5. 4 国会フラクション事件	6. 27 祖国統一民主主義戦線結成
6. 26 金九暗殺	6. 30 朝鮮労働党結成
<b>1950年</b>	
6. 25 朝鮮戦争勃発	
6. 27 国連軍参戦	10. 25 中国軍参戦
<b>1951年</b>	
2. 11 居昌良民虐殺事件	
3. 29 国民防衛軍事件	
7. 10 第1次休戦会談開始	
<b>1952年</b>	
5. 26 釜山政治波動開始	
7. 4 抜粋改憲案、国会通過	
<b>1953年</b>	
2. 15 第1次貨幣改革	
7. 22 休戦協定調印	
10. 1 韓米相互防衛条約調印	
<b>1954年</b>	
11. 29 四捨五入改憲	
<b>1955年</b>	
	12. 20 朴憲永処刑
<b>1956年</b>	
	12. 11 千里馬運動実施を決議

朝鮮半島全体・南での動き	北での動き
<b>1958年</b>	
1. 20 進歩党事件	
12. 24 国家保安法改悪	8. 2 農業協同化完了
<b>1959年</b>	
4. 30 『京郷新聞』廃刊	
7. 31 曹奉岩処刑	
10. 26 全国労働組合協議会結成	12. 14 在日朝鮮人の帰還開始
<b>1960年</b>	
3. 15 第4代正副大統領選挙、李承晩当選	
4. 19 4月革命勃発	
6. 15 内閣責任制改憲案、国会通過	
7. 29 第5代国会議員選挙	
8. 12 国会、尹潽善大統領、張勉首相選出(第2共和国)	
<b>1961年</b>	
5. 13 民族統一全国学生同盟、南北学生会談提案	
5. 16 朴正熙ら軍事クーデター	
6. 14 中央情報部法公布	
<b>1962年</b>	
1. 13 第1次経済開発5カ年計画発表	
6. 10 第2次通貨改革、デノミ実施	
11. 12 大平・金鍾泌秘密会談	
12. 26 憲法改正公布	
<b>1963年</b>	
12. 17 朴正熙、第5代大統領就任(第3共和国)	
<b>1964年</b>	
6. 3 日韓会談反対学生デモ、非常戒厳令布告	
9. 11 ベトナム派兵開始	
<b>1965年</b>	
6. 22 日韓基本条約締結	
<b>1966年</b>	
7. 9 韓米行政協定調印	
<b>1967年</b>	
	12. 14 主体思想を盛り込んだ十大綱領発表
<b>1968年</b>	
1. 22 北の特殊部隊が青瓦台を奇襲	
12. 5 国民教育憲章公布	1. 23 米軍艦プエブロを拿捕
<b>1969年</b>	
9. 14 三選改憲案、国会抜き打ち通過	
<b>1970年</b>	
4. 22 セマウル運動開始	
6. 2 「五賊」筆禍事件、詩人金芝河を逮捕	
7. 7 京釜高速道路開通	
11. 13 全泰壺焼身自殺事件	
<b>1972年</b>	
7. 4 南北共同声明発表	
10. 17 維新クーデター、非常戒厳令布告	
11. 21 国民投票により維新憲法確定(第4共和国)	12. 27 社会主義憲法公布、国家主席制新設(12.28金日成、主席に就任)
<b>1973年</b>	
8. 8 金大中拉致事件	6. 23 高麗連邦共和国構想を提案
<b>1974年</b>	
1. 8 大統領緊急措置令第1号宣布	
4. 8 人民革命党・民青学連事件	

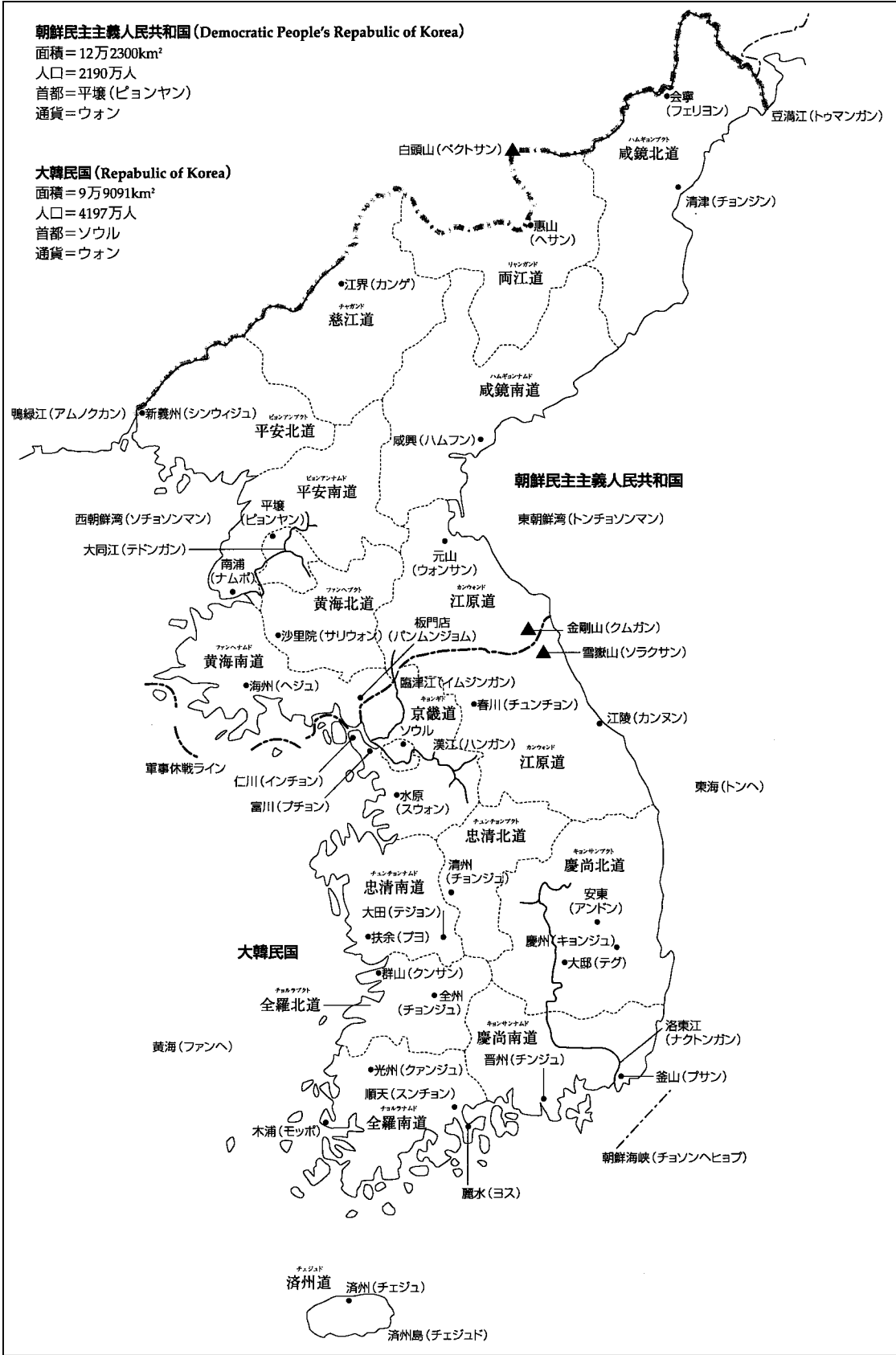
朝鮮半島全体・南での動き	北での動き
<b>1976年</b>	
3. 1 在野勢力、民主救国宣言	
8. 18 板門店斧事件	
<b>1977年</b>	
12. 22 輸出10億ドル達成発表	
<b>1979年</b>	
8. 11 YH紡績女性労働者ストライキ	
10. 16 釜馬抗争	
10. 26 朴正熙大統領暗殺	
12. 12 全斗煥など新軍部、肅軍クーデター	
<b>1980年</b>	
5. 18 光州民主化運動	
8. 27 統一主体国民会議が第11代大統領に全斗煥選出	
10. 27 大統領間接選挙、任期7年、再選禁止などを骨子とする改正憲法公布(第5共和国)	
<b>1982年</b>	
3. 18 釜山・米文化センター放火事件	
<b>1985年</b>	
5. 23 ソウル米文化センター占拠事件	
9. 20 南北双方の祖国訪問団が相互訪問	
<b>1987年</b>	
1. 14 朴鍾哲拷問致死事件	
6. 10 6月民衆抗争	
6. 29 民主化宣言	
7. -- 各地で大規模な労働争議発生(～9月)	
12. 16 第13代大統領に盧泰愚当選	
<b>1988年</b>	
2. 25 盧泰愚大統領就任(第6共和制)	
9. 17 ソウル・オリンピック開催(～10.2)	
11. 2 5共聴聞会開催	
<b>1989年</b>	
6. 30 全大協代表・林秀卿、北を訪問、世界青年学生祝典に参加	
12. 31 全斗煥前大統領、国会5共聴聞会で証言	
<b>1990年</b>	
1. 22 民正党・民主党・共和党合同、民主自由党(民自党)結成	
7. 14 光州補償法、国会通過	
9. 5 初の南北首相会談	
<b>1991年</b>	
3. 26 30年ぶりの市・郡・区議会選挙(6.20特別市・直轄市・道議会選挙)	
9. 17 南北国連同時加盟	
12. 13 南北基本合意書採択	
<b>1992年</b>	
12. 18 第14代大統領に金泳三当選(93.2.25就任)	
<b>1993年</b>	
8. 12 金融実名制実施	3. 12 核拡散防止条約脱退
<b>1994年</b>	
	7. 8 金日成主席死去
<b>1995年</b>	10. 21 米からの軽水炉供与を合意
6. 27 35年ぶりに知事・市長選挙実施	
11. 16 盧泰愚前大統領、収賄容疑で拘束	
12. 3 全斗煥元大統領、反乱首謀容疑で拘束	

朝鮮半島全体・南での動き	北での動き
12. 19 5・18特別法、国会通過	
1996年	
12. 12 OECD加盟	
1997年	
4. 17 大法院、全斗煥元大統領に無期懲役、盧泰愚前大統領に懲役17年を宣告	
12. 3 政府、外為危機でIMFに緊急支援要請決定	
12. 18 第15代大統領に金大中当選(98.2.25就任)	
1998年	
	9. 5 憲法改正、金正日国防委員長体制成立
	11. 18 金剛山観光事業開始
1999年	
12. 16 4・3特別法、国会通過	
2000年	
6. 13 平壤で南北首脳会談開催	
10. 17 疑問死真相糾明委員会発足	
2002年	
5. 31 FIFAワールドカップ大会、日韓共催	9. 17 平壤で日朝首脳会談開催
12. 19 第16代大統領に盧武鉉当選(03.2.25就任)	
2003年	
	1. 10 核拡散禁止条約(NPT)脱退宣言
2004年	
3. 12 国会、大統領弾劾案可決	
4. 15 第17代国会議員選挙、ウリ党152議席を獲得し過半数確保	
5. 14 憲法裁判所、大統領弾劾棄却	
2005年	
5. 3 過去史法、国会通過	

### 韓国歴代大統領一覧

代	大統領	就任期間
1	李承晩	1948. 8～1952. 8
2	李承晩	1952. 8～1956. 8
3	李承晩	1956. 8～1960. 4
4	尹潽善	1960. 8～1962. 3
5	朴正熙	1963. 12～1967. 6
6	朴正熙	1967. 6～1971. 7
7	朴正熙	1971. 7～1972. 12
8	朴正熙	1972. 12～1978. 7
9	朴正熙	1978. 7～1979. 10
10	崔圭夏	1979. 12～1980. 8
11	全斗煥	1980. 9～1981. 3
12	全斗煥	1981. 3～1988. 2
13	盧泰愚	1988. 2～1993. 2
14	金泳三	1993. 2～1998. 2
15	金大中	1998. 2～2003. 2
16	盧武鉉	2003. 2～

# 資料05-02



## 資料05-03

### ①カイロ宣言（1943年11月27日）

〔前略〕日本国はまた、暴力および強欲により略奪した他のすべての地域から駆逐される。前記の3大国〔アメリカ・イギリス・中国〕は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて（in due course）朝鮮を自由かつ独立のものたらしめる決意を有する。〔後略〕

### ②ポツダム宣言（抄。1945年7月26日）

8. カイロ宣言の条項は履行せらるべく、また日本国の主権は、本州、北海道、九州および四国、ならびにわれらの決定する諸小島に局限せらるべし。

### ③北朝鮮進駐ソ連軍布告（1945年8月24日?）

朝鮮人民よ。ソ連軍隊と同盟国軍隊は、朝鮮から日本略奪者を駆逐した。朝鮮は自由国になった。しかし、これはただ新朝鮮の歴史の第1ページにすぎない。〔中略〕……朝鮮の幸福も、朝鮮人民の英雄的な闘争と、勤勉な努力によってのみ達成される。

日本統治下にくらしてきた苦痛の時日を追憶せよ。〔中略〕日本人たちは、高いところの広い家で、きれいな着物を着、うまいものを食べ、朝鮮人を蔑視し、朝鮮の風俗と文化を侮辱したことをあなたたちはよく知っている。このような奴隷的な過去は、もう来ることはない。〔中略〕

工場・製造所および工作所の経営主、商業家または企業家たちよ。〔中略〕新しい生産企業を開始せよ。ソ連軍指令部は、すべての朝鮮企業所の財産保護を確保し、その企業所の正常な作業を保証することにあらゆる援助をするであろう。

朝鮮労働者たちよ。労力による英雄心と創作的努力を發揮せよ。朝鮮人の立派な民族性の一つである労力に対する愛着心を發揮せよ。〔中略〕

解放された朝鮮人民万歳！

### ④联合国最高司令官一般命令第1号（1945年9月2日）

1. ……日本国内および国外にある一切の指揮官に対し、その指揮下にある日本国軍隊および日本国の支配下にある軍隊をして……左に指示せられ、または联合国最高司令官により追って指示される、合衆国、中華民国、連合王国および英帝国、ならびにソヴィエト社会主義共和国連邦の名において行動する各指揮官に対し、無条件降伏をなさしむべきことを命ず。〔中略〕

(イ) 満洲、北緯38度以北の朝鮮、樺太および千島諸島にある、日本国の前任指揮官ならびに一切の陸上、海上、航空および補助部隊は、ソヴィエト極東軍最高司令官に降伏すべし〔中略〕

(ホ) 日本国大本営ならびに日本国本土、これに隣接する諸小島、北緯38度線以南の朝鮮、琉球諸島およびフィリピンにある、前任指揮官ならびに一切の陸上、海上、航空および補助部隊は、合衆国太平洋陸軍最高司令官に降伏すべし〔後略〕

⑤アメリカ太平洋陸軍最高司令官マッカーサー布告第1号（1945年9月7日）

[前略] 本官は、本官に付与されたアメリカ太平洋陸軍最高司令官の権限をもって、ここに北緯 38 度以南の地域および同地域の住民に対し、軍政を樹立し、占領に関する条件を左記の如く布告する。

1. 北緯 38 度以南の朝鮮の地域および同地域の住民に対する一切の行政権は、当分の間、本官の権限の下に施行される。
2. 今後、命令が出されるまで、公共福祉・公衆衛生を含む全公益事業の有給・無給の幹部ならびに従業員、国家公務員、地方公務員、名誉職員およびその他の重要な任務に携わっている者はすべて、従来の職務に従事し、かつ一切の記録および財産の保管に努めること。
3. すべての住民は、本官および本官の権限の下に発せられた命令に対し、ただちに服従すること。占領軍に対し敵対行為をなした者、または治安を攪乱する行為をとった者は、これを嚴重に処罰する。[後略]

⑥ソ連軍最高総司令部の北朝鮮占領方針指令（1945年9月20日）

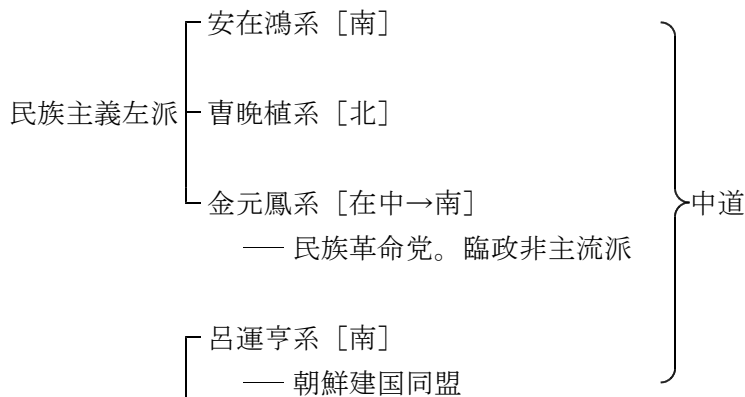
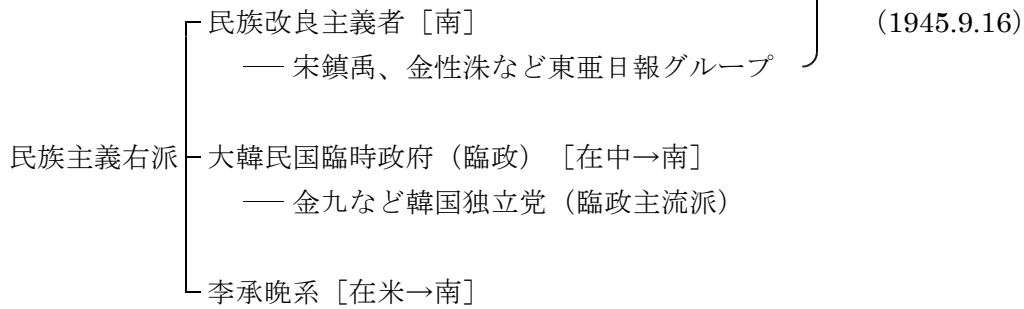
赤軍部隊の北朝鮮占拠に関し、ソ連軍最高総司令部は以下の指示を発する。

1. 北朝鮮の領土内にソビエト（議会）およびその他のソビエト機関を樹立せず、またソビエトの秩序を導入しないこと。
2. 北朝鮮に反日的な民主主義政党・組織の広範なブロック（連合）を基礎としたブルジョア民主主義政権を確立すること。
3. この点に関し、赤軍が占拠した朝鮮各地域に反日的な民主主義組織・政党が形成されるのを妨害せず、その活動を援助すること。
4. 地元住民に以下のことを説明すること。
  - a. 赤軍は北朝鮮に日本侵略者の粉砕を目的に進出したのであり、朝鮮でのソビエト秩序の導入や朝鮮領土の獲得を目的としていない。
  - b. 北朝鮮の私有財産および公的財産はソ連軍当局の保護下に置かれる。
5. 住民に対し、平時の仕事を続け、工業・商業・公営その他の企業の通常の活動を保証し、ソ連軍当局の命令や要求を遂行し、かつ社会秩序の維持に協力するよう呼びかけること。
6. 北朝鮮駐留部隊に対し、規律を守り、住民の感情を害せず、礼儀正しく振る舞うよう指示すること。
7. 北朝鮮の民間行政の指揮は沿海州軍管区軍事評議会が遂行すること。

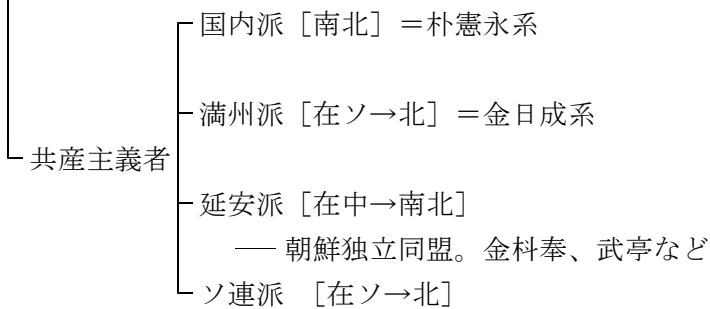
資料05-04

①解放前後の主要政治勢力

親 日 派

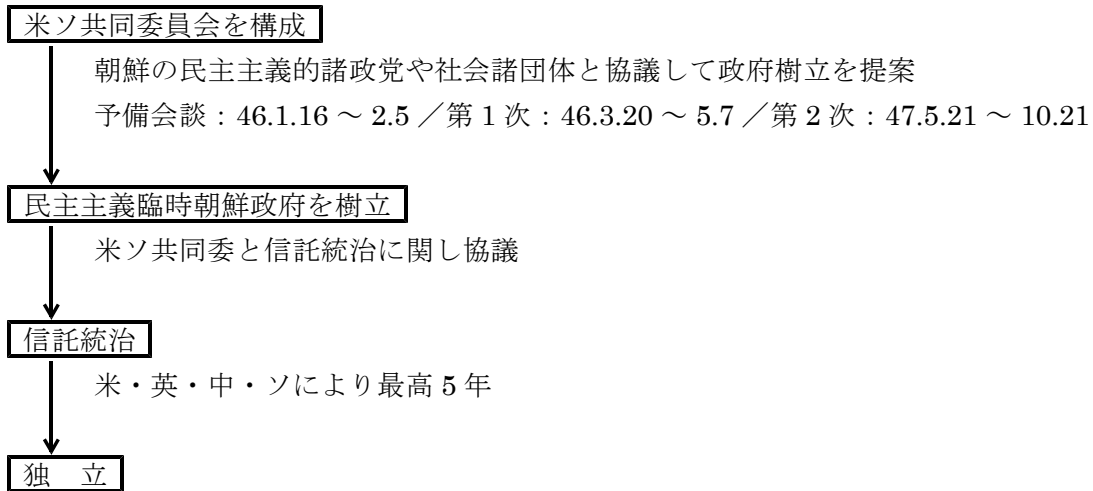


社 会 主 義





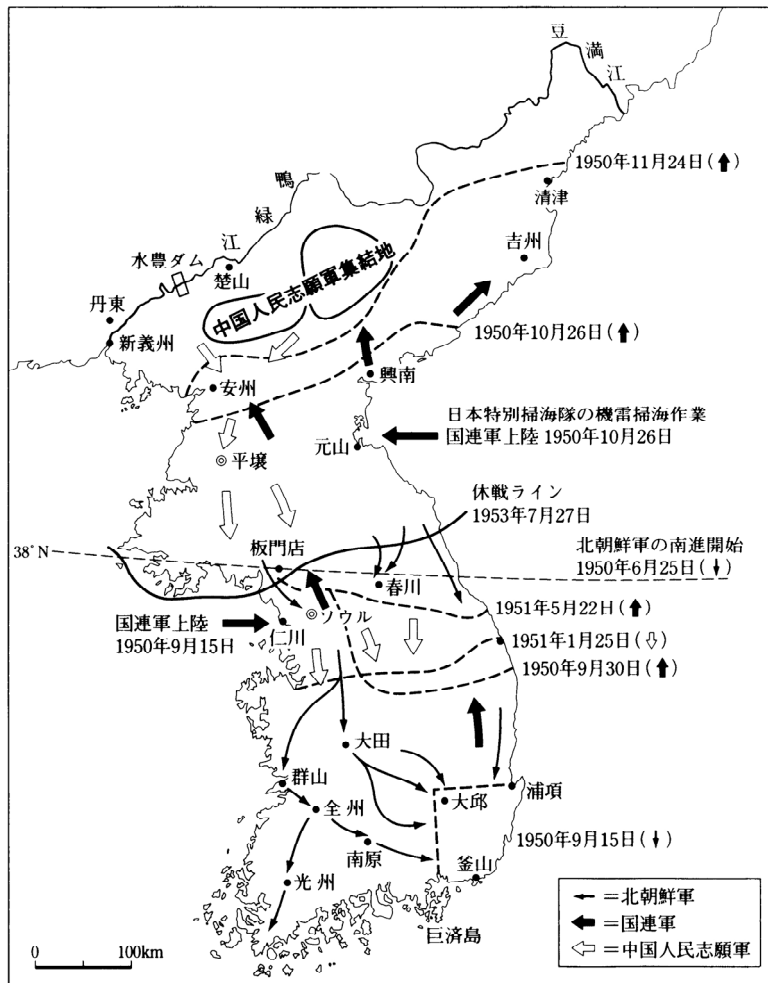
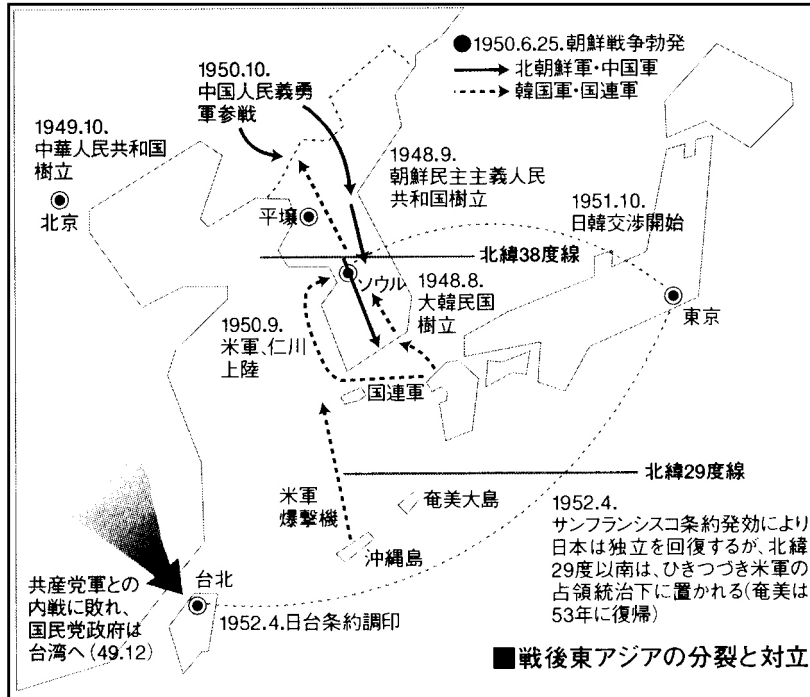
## ②モスクワ協定に定められた朝鮮独立への手順



### モスクワ協定（抜粋。1945年12月27日）

#### Ⅲ 朝鮮

- 一 朝鮮の独立国としての再建と民主的諸原則による発展のための諸条件の創造と長期にわたる日本統治の有害な諸結果を迅速に一掃する目的をもって、民主主義臨時朝鮮政府が樹立される。臨時政府は朝鮮の産業、運輸、農業および朝鮮人民の民族文化の発展のために必要なあらゆる方策を講ずる。
- 二 臨時朝鮮政府の結成を助けるために、またそれに適応する諸方策をあらかじめ作成するために、南朝鮮の米軍代表と北朝鮮のソ連軍代表とをもって合同委員会を組織する。委員会は、その提案を作成するにあたって、朝鮮の民主的諸政党や社会諸団体と協議しなければならない。委員会が作成した勸告書は、合同委員会に代表される両国政府によって最終的に決定される前に、米・ソ・中・英諸国政府の審議を受けなければならない。
- 三 合同委員会の他の任務は、民主主義臨時朝鮮政府や民主的諸団体を参加させて、朝鮮人民の政治的、経済的、社会的進歩と、民主的自治の発展と、朝鮮の国家的独立の確立とを援助協力（信託統治）する諸方策を作成することである。合同委員会の提案は、臨時朝鮮政府と協議の後、五カ年を期限とする四カ国による朝鮮信託統治協定を作成するために、米・ソ・英・中諸国政府の審議を受けなければならない。
- 四 南北朝鮮の緊急問題を審議するため、また南朝鮮の米軍司令部と北朝鮮のソ連軍司令部との間の行政、経済部門における恒久的調整を確立する諸方策をつくりあげるために、朝鮮に駐屯する米・ソ両軍司令部の代表者会議を二週間以内に招集する。



## 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約

日本国および大韓民国は、両国民間の関係の歴史的背景と、善隣関係および主権の相互尊重の原則に基づく両国間の関係の正常化に対する相互の希望とを考慮し、両国の相互の福祉および共通の利益の増進のためならびに国際の平和および安全の維持のために、両国が国際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の関係規定および一九四八年一月二日に国際連合総会で採択された決議第一九五号（III）を想起し、この基本関係に関する条約を締結することに決定し、よって、その全権委員として次のとおり任命した。

日本国	日本国外務大臣	椎名悦三郎 高杉 晋一
大韓民国	大韓国外務部長官 大韓民国特命全権大使	李 東 元 金 東 祚

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条 両締約国間に外交および領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

第二条 一九一〇年八月二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約および協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条 大韓民国政府は、国際連合総会決議第一九五号（III）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

第四条 (a) 両締約国は、相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針とするものとする。

(b) 両締約国は、その相互の福祉および共通の利益を増進するに当たって、国際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。

第五条 両締約国は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定した、かつ友好的な基礎の上に置くために、条約または協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第六条 両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第七条 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。

一九六五年六月二日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語および英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために	椎名悦三郎 高杉 晋一
大韓民国のために	李 東 元 金 東 祚